

釧路市成年後見制度における市長申立てに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の向上を図るため、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、市長が成年後見、保佐又は補助開始等の審判請求を行う場合の手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市長申立ての対象者)

第2条 市長が行う審判請求（以下「市長申立て」という。）の対象者は、高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 判断能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者

2 次のいずれかに該当する者は、前項第1号に掲げる者とみなす。

- (1) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市介護保険被保険者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定者
- (3) 生活保護法第19条第3項の規定により、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して行う場合において、本市が保護を実施する者

(市長申立ての判断基準)

第3条 市長は、市長申立ての適否の判断に当たっては、次に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 市長申立ての対象者の判断能力の程度
- (2) 市長申立ての対象者の健康状態、生活状況及び資産状況
- (3) 市長申立ての対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、親族等による市長申立ての対象者の保護の可能性及び親族等が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 保健、医療及び福祉サービスの活用並びにこれらに付随する財産管理など日常生活上の支援の必要性
- (5) 第2条第2項に該当する者は、居住地の市町村との協議結果
- (6) その他市長が確認を必要とする事項

(市長申立ての手続き)

第4条 市長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(市長申立て費用の負担)

第5条 市長は、前条に基づく市長申立てのために要した費用を負担するものとする。

(市長申立て費用の求償)

第6条 市長は、市長申立て費用について、市長申立ての対象者又は親族等が負担すべきであると判断したときは、市が負担した市長申立て費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項第2号の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、前項の申立ての結果、求償権が得られたときは、成年後見人、保佐人又は補助人を通じ、市長申立ての対象者に対し当該費用の請求を行うものとする。

(親族等への情報提供)

第7条 市長は、第3条第1項第3号において、親族等に対して当該親族等による審判の請求を行う意思の有無を確認する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、市長申立ての対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 釧路市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱（平成23年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。